

# 嘆 願 書

平成 19 年 9 月 吉日

春日部市長 殿  
(写；法務大臣)

埼玉県春日部市  
小林 邦三郎

## 保護司任命に関して

私は、JR 池袋駅で何者かの暴行により息子を亡くしてからこれまで、11 年に亘り犯罪防止に尽くして参りました。初めて刑法・刑訴法の改正を実現し、時効を変え、殺人罪の適用を受けることにもなりました。

平成 19 年、12 歳から少年院送致ができる少年法の再改正が実現し、長年要望してまいりました少年法の 18 歳未満への引き下げにも道が開け、また今後少年審判の殺害等においては裁判することも可能になってきたと思います。今も多くの改正・改善に努めておりますが、全て息子の命の代償と供養のためと受けとめております。

昨年 5 月 11 日に私は保護司を申請しましたが、基準が全く示されないまま却下されました。春日部市には 25 名の保護司が任命されており、その内の 1 名が反対したため、検討もせず私を除く他の 3 名を保護司に任命する手続きをしました。これまで、現職の保護司が推薦しなければ任命しないことを当然のように前例としてきたのです。

保護司の存在意義として大きな目的が二つあり、第一に「更生」であり、第二に「犯を未然に防ぐ行為」です。しかし「更生」は現状出所者の 60%以上が再入所することが示すとおり役割は不十分であり、「犯を未然に防ぐ行為」は皆無と言わざるを得ず、犯罪を招いても被害者遺族に謝罪すらすることもありません。保護司の任命と責任、目的意識の改善が必要と考えます。息子を殺された親が犯罪防止のために決意したことをご理解いただき、自治会の皆様のご署名を添えて申請いたしますので、何卒、保護司の任命を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

1. 犯罪の更生は謝罪から始まり、本人と親の賠償責任を明確にする。
2. 真に悼みの解る人が保護司として相応しい。
3. 犯を未然に防ぐことが最も大切であり、更生とともに取組む必要がある。
4. 保護司の任命方法、責任と目的を明確にする。
5. 「いじめ」等の対応において、地域の保護司の役割とすることが有効である。

○犯罪防止のために保護司になられることを理解し、推薦の署名を致します。

お 名 前	ご 住 所 (住所は都道府県からご記入ください)